

越 監 公 表 第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年（2022年）10月に定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年12月21日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 菊 地 貴 光

越谷市監査委員 細 川 威

# 令和4年度(2022年度) 学校定期監査結果報告書

## 1 準拠基準

越谷市監査基準

## 2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

## 3 監査の対象

教育委員会事務局学校教育部所管の財務に関する事務（主として令和4年度分）

小学校	出羽小学校 蒲生小学校 大相模小学校 川柳小学校 南越谷小学校 蒲生南小学校 北越谷小学校 大間野小学校
中学校	西中学校 富士中学校 武蔵野中学校
教育委員会事務局	学校管理課 学務課 給食課

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 過誤納金の未返還・返金遅滞が発生するリスク	ア 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。
2 検査・検収漏れが発生するリスク	ア 検査、検収、立会いは厳正に行われているか。 イ 検査調書等検査記録は整備されているか。

## 5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 配分予算
- (2) 学校給食費
- (3) 就学援助費、特別支援教育就学奨励費
- (4) 日本スポーツ振興センター負担金
- (5) 切手類の管理
- (6) 備品等の管理
- (7) 図書等の管理
- (8) 施設等の管理

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

### (2) 日程

令和4年(2022年)9月13日(火)から同年10月7日(金)まで

## 7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、学校教育部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨、または今後、速やかに所要の対応を図る旨の報告を受けている。今後、対応を図ることとした事項については、確実に実行されるよう要望する。

今後においても、教育委員会事務局と学校が十分に連携を図りながら、適正かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

### 【指導事項】

#### <収入事務>

##### (1) 収納事務

- ① 収納した現金を指定金融機関等に払い込むことなく還付していたもの。

(北越谷小学校)

- ② 督促状の納期限の設定に誤りがあったもの。(学務課)

- ③ 督促状の送付が行われていなかったものや督促状の送付時期が誤っていたもの。(給食課)

##### (2) その他(調定、収納、現金取扱事務以外)の収入事務

- ① 還付処理を行っていなかったもの。(給食課)

#### <財産管理>

##### (3) 公有財産の管理

- ① 消防用設備点検の不良箇所に対する措置が取られていなかったもの。

(学校管理課)